

第九十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十四年十二月二十一日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 木野 晴夫君

理事 逢沢 英雄君 理事 有馬 元治君

理事 唐沢俊二郎君 理事 塚原 俊平君

理事 岩垂壽喜男君 理事 上原 康助君

理事 新井 彬之君 理事 中路 雅弘君

理事 吉田 久之君

麻生 太郎君 上草 義輝君

大城 眞順君 河本 敏夫君

三枝 三郎君 住 榮作君

田澤 吉郎君 田名部匡省君

田中 六助君 森 美秀君

伊賀 定盛君 石橋 政嗣君

上田 卓三君 木原 実君

市川 雄一君 鈴切 康雄君

山田 英介君 瀬長亀次郎君

辻 第一君 塚本 三郎君

昭和五十五年二月十四日(木曜日)

午後二時三十四分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 逢沢 英雄君 理事 有馬 元治君

理事 唐沢俊二郎君 理事 塚原 俊平君

理事 岩垂壽喜男君 理事 新井 彬之君

理事 中路 雅弘君 理事 吉田 久之君

麻生 太郎君 上草 義輝君

大城 眞順君 住 榮作君

田名部匡省君 田中 六助君

石橋 政嗣君 上田 卓三君

木原 実君 市川 雄一君

鈴切 康雄君

出席國務大臣

出席政府委員

内閣総理大臣官房総務審議官 和田 善一君

宮内庁次長 山本 悟君

皇室経済主管 中野 晟君

外務政務次官 松本 十郎君

外務大臣官房長 柳谷 謙介君

郵政大臣官房長 小山 森也君

郵政大臣官房電氣通信監理官 寺島 角夫君

郵政大臣官房電氣通信監理官 神保 健一君

内閣委員会調査室長 山口 一君

委員外の出席者

委員の異動
昭和五十四年十二月二十一日

麻生 太郎君 補欠選任 木村 俊夫君

上草 義輝君 補欠選任 佐藤 信二君

三枝 三郎君 補欠選任 小坂善太郎君

住 榮作君 補欠選任 栗原 祐幸君

田名部匡省君 補欠選任 中川 一郎君

同日

辞任

木村 俊夫君 補欠選任 麻生 太郎君

栗原 祐幸君 補欠選任 住 榮作君

小坂善太郎君 補欠選任 三枝 三郎君

佐藤 信二君 補欠選任 上草 義輝君

中川 一郎君
昭和五十五年二月一日

麻生 太郎君 補欠選任 荒松清十郎君

上草 義輝君 補欠選任 江崎 眞澄君

三枝 三郎君 補欠選任 小山 長規君

住 榮作君 補欠選任 塩崎 潤君

同日

辞任

荒松清十郎君 補欠選任 麻生 太郎君

江崎 眞澄君 補欠選任 上草 義輝君

小山 長規君 補欠選任 三枝 三郎君

塩崎 潤君 補欠選任 住 榮作君

同日

辞任

麻生 太郎君 補欠選任 稲村佐近四郎君

上草 義輝君 補欠選任 江崎 眞澄君

三枝 三郎君 補欠選任 始関 伊平君

住 榮作君 補欠選任 金丸 信君

田名部匡省君 補欠選任 塩谷 直藏君

同日

辞任

稲村佐近四郎君 補欠選任 麻生 太郎君

江崎 眞澄君 補欠選任 上草 義輝君

金丸 信君 補欠選任 住 榮作君

始関 伊平君 補欠選任 三枝 三郎君

塩崎 潤君 補欠選任 森 美秀君

同日

辞任

塩谷 直藏君 補欠選任 田名部匡省君

同日

辞任

上草 義輝君 補欠選任 玉生 孝久君

森 美秀君 補欠選任 山中 貞則君

辻 第一君 補欠選任 松本 善明君

同日

辞任 山中 貞則君 補欠選任 森 美秀君

松本 善明君 補欠選任 辻 第一君

同日

辞任

麻生 太郎君 補欠選任 荒松清十郎君

三枝 三郎君 補欠選任 江崎 眞澄君

同日

辞任

荒松清十郎君 補欠選任 麻生 太郎君

江崎 眞澄君 補欠選任 三枝 三郎君

同日

辞任

麻生 太郎君 補欠選任 荒松清十郎君

三枝 三郎君 補欠選任 江崎 眞澄君

同日

辞任

住 榮作君 補欠選任 塩崎 潤君

田名部匡省君 補欠選任 金子 一平君

同日

辞任

荒松清十郎君 補欠選任 麻生 太郎君

江崎 眞澄君 補欠選任 三枝 三郎君

金子 一平君 補欠選任 田名部匡省君

同日

辞任

塩崎 潤君 補欠選任 住 榮作君

同日

辞任

麻生 太郎君 補欠選任 倉成 正君

三枝 三郎君 補欠選任 藤田 義光君

同日

辞任

住 榮作君 補欠選任 始関 伊平君

田名部匡省君 補欠選任 江崎 眞澄君

同日

江崎 真澄君 田名部匡省君
倉成 正君 麻生 太郎君
始関 伊平君 住 榮作君
藤田 義光君 三枝 三郎君
同月十四日 補欠選任
辞任 玉生 孝久君 上草 義輝君

昭和五十四年十二月二十一日
国家公務員法の一部を改正する法律案（上原康助君外五名提出、第九十四回国会衆法第一号）
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（上原康助君外五名提出、第九十四回国会衆法第三号）
附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案（内閣提出、第九十四回国会法第四号）
昭和五十五年一月二十九日
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）
郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）
二月六日
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）
一月十四日
高齡国家公務員の昇給停止反対に関する請願（山田英介君紹介）（第三号）
同月十八日
高齡国家公務員の昇給停止反対に関する請願（小林進君紹介）（第一七三三号）
同月三十一日
行政不服審査法の改正に関する請願（田島衛君紹介）（第三三二一三号）
二月六日
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（有馬元治君紹介）（第四九三三三号）

同（吹田悦君紹介）（第四九四四号）
同（水野清君紹介）（第四九五五号）
同（山中貞則君紹介）（第四九六六号）
靖国神社公式参拝に関する請願（山下元利君紹介）（第四九七七号）
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願（北口博君紹介）（第五七八号）
同月十三日
恩給年限に該当する元上海工部局警察官の救済に関する請願（部谷孝之君紹介）（第七三三五号）
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（片岡清一君紹介）（第七三六六号）
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願（渡海元三郎君紹介）（第七三七七号）
同（大西正男君紹介）（第七七九号）
南九州財務局の熊本市存置に関する請願（野田毅君紹介）（第七八〇号）
は本委員会に付託された。

一月三十日
旧軍人恩給の改善に関する陳情書外一件（広島県佐伯郡五日市町上河内一五七五植木徳代外一名）（第一号）
昭和五十五年度恩給、共済年金の改善に関する陳情書（川崎市川崎区宮本町一横山央）（第二号）
政府関係特殊法人の綱紀肅正に関する陳情書（東京都江戸川区議会議長杉田敬次郎）（第三号）
選挙管理委員の叙勲制度改善に関する陳情書（岡山市大供一の二の一小野敏直）（第四号）
靖国神社の公式参拝等に関する陳情書外十二件（宮崎県議会議長坂下周蔵外十一名）（第五号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）
郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

閣提出第五号）
郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

○木野委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

今会期中、国の行政の改善を図り、公務員制度及び給与の適正を期する等のため、
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、国の防衛に関する事項
四、公務員の制度及び給与に関する事項
五、栄典に関する事項

以上の各事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査を行うこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○木野委員長 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、郵政省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。
順次趣旨の説明を求めます。小淵総理府総務長官。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小淵國務大臣 ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
改正点は、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を改定することであり、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条の規定により、現在、それぞれ一億九千万円及び千七百六十万円となっており、これらの定額は、昭和五十二年四月に改定されたものでありますが、その後の経済情勢なかならず物価の趨勢及び三回にわたる国家公務員給与の引き上げ等にかんがみ、内廷費の定額を二億二千万円、皇族費算出の基礎となる定額を二十四千万円にしたいと存じます。

ただし、昭和五十五年分度につきましては、現下の厳しい経済情勢等を考慮して十月一日からその定額の変更を行うものとして算定し、同年度における内廷費の定額を二億五千万円、皇族費算出の基礎となる定額を千九百万円にしたいと存じます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○木野委員長 次に、大西郵政大臣。
郵政省設置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○大西國務大臣 郵政省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵政省の電気通信行政の充実に図るために、郵政省の内部部局等の組織について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、改正の第一点は、大臣官房に特別な職と

して置かれている電気通信監理官(二人)を廃止して、電気通信政策局及び同局長を設置しようとするものであります。

電気通信監理官は、昭和二十七年電気通信省が廃止され、電気通信に関する行政事務が郵政省に引き継がれた際に、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の監督を主たる任務として設置されたものであります。最近における電気通信行政は、目覚ましい科学技術の進歩発展に支えられて監理官制度発足当時には予想もされなかった新しい行政分野が発生してきて、同時に、従来の事務も複雑化の度を増すなど、電気通信監理官の所掌事務は、著しく増大、かつ高度化してきております。

このような情勢に対処して、電気通信行政の責任と権限を内外に対して明らかにし、その一層の充実を期するため、電気通信監理官制度を廃止して電気通信政策局を設置しようとするものであります。

第二点は、経理局を廃止して大臣官房に経理部を設置しようとするものであります。

現下の厳しい行財政事情のもとにおいては、行財政需要の変化に伴う機構の改編は、真にやむを得ない場合でありまして、既存機構の合理的再編成によることとされておりますので、このたびの電気通信政策局の設置に伴い、行政機構の改革として、経理局を廃止し、大臣官房経理部へ改めることとしたものであります。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、昭和五十五年七月一日といたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○木野委員長 次に、大来外務大臣。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大来外務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置関係であります。今回新たに設置しようとするのは大使館三、総領事館一の計四館であります。大使館は、いずれも他の国に駐在するわが方大使をして兼轄させるものであります。カリブ海にあるセントビンセント及びセントルシア並びに大洋州のキリバスの三国に設置するものであります。これら三国は、いずれも昨年英国の施政下から独立したものであります。他方、総領事館は、ブラジルのタリチバに実際に事務所を開設するものであります。タリチバは、ブラジルの州都であります。同州には十四万人の在留邦人及び日系人が居住し、有力な日系社会を形成しているのみならず、最近では同州の経済発展に呼応し、わが国よりの企業進出も増加しております。

改正の第二は、現在ペルーにある在リマ領事館を総領事館に昇格させるものであります。

改正の第三は、これらの在外公館に勤務する在外職員に在勤基本手当の額を定めるものであります。

最後の改正点は、為替相場の変動、物価上昇等を勘案して既設の在外公館に勤務する在外職員の在勤基本手当の額を改定するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○木野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木野委員長 各案に対する質疑は後日に譲るといたします。

○木野委員長 この際、新たに就任されました細田防衛庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。細田防衛庁長官。

○細田防衛大臣 ただいま委員長から御紹介をいただきました。二月四日付で久保田前長官の後、防衛庁長官を拝命いたしました細田吉藏でございます。

まことに突然のことでございます。文字どおりはからずもこの職につくことになったわけでございまして、申し上げるまでもなく、防衛のこととはもう国の大事でございます。大変な重大な責任と考えておる次第でございます。

私は、直接この方面のことをやったことはございません。一生懸命勉強させていただきたいと思っております。何よりも大切な防衛の問題でございます。心してとにかくこの職務の誤りなきを期したいと考えておる次第でございます。それにつきましても、当委員会の委員長初め皆様の格別なお世話をいただくことになると思いますが、どうぞ御鞭撻のほどをお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

大変簡単でございますが、よろしく願います。します。(拍手)

○木野委員長 次回は、来る十九日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

第八条中「千七百六十万円」を「二千四十万円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 昭和五十五年度においては、改正後の皇室経済法施行法第七条中「一億二千百万円」とあるのは「一億五百万円」と、同法第八条中「二千四十万円」とあるのは「千九百万円」とする。

理 由

最近の経済情勢にかんがみ、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「左の」を「次の」に、「簡易保険局」を「簡易保険政策局」に改め、「経理局」を削り、同条第二項中「資材部」を「経理部、資材部」に改める。

第六条第一項中「左に」を「次に」に、同項第十号の六中「行なう」を「行う」に改め、同項第十一号「中」を「基」に改め、同号は同項第十一号の二とし、同項第十号の六の次に次の一号を加える。

十一 郵政省の所掌事務に係る会計、財務及び統計に関し、次に掲げる事務を処理すること。

(一) 各部局の準備した予算案の取りまとめをすること。

(二) 各部局の事業又は業務計画案に基づく予算の実行計画を作成し、及び実施すること。

(三) 郵政省所管の各会計の会計及び財務に関する法令及び手続に関すること。

(四) 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。

- (四) 郵政省所管の各会計の決算の取りまとめをすること。
- (五) 郵政事業特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。
- (六) 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
- (七) 郵政事業特別会計制度に関する研究をすること。
- (八) 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。
- (九) 資金を統制し、管理し、及び調達をすること。
- (十) 各部局の支出負担行為の計画の取りまとめをすること。
- (十一) 支払計画を設定し、及びこれを各部局に通知をすること。
- (十二) 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に対して、会計監査をすること並びに郵政省の総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。
- (十三) 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに郵政省の所掌事務の統計に関する基本計画を作成をすること。
- (十四) 郵政省の所掌事務の統計を保存をすること。
- (十五) 郵便、郵便為替及び郵便振替の原価計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。
- (十六) 固定資産の記録を保存をすること。
- (十七) 広告業務に関する手続の基本を定めること。
- (十八) (一)から(十六)までに掲げるもののほか、会計、財務及び統計に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、他の部局の所掌とされない事項を処理をすること。

「第一項第十二号の二」に、「但し、同項第十一号」を「同項第十一号の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経理部においては、前項第十一号に掲げる事務及び同項第十三号から第十七号までに掲げる事務（同項第十一号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

第十一号を削り、第十号の三「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「但し」を「ただし」に改め、同条第九号中「但し、大臣官房」を「ただし、電気通信政策局」に改め、同条を第十一号とする。

第十号の二を第十号の三とし、第十号の次に次の一条を加える。

(電気通信政策局の事務)

第十号の二 電気通信政策局においては、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、電波監理局所掌のものを除く。

- 一 電気通信の規律に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 二 電気通信を規律し、及び監督すること。
- 三 国際電気通信の管理に関する国際的取決め及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。
- 四 日本電信電話公社及び日本電信電話公社共済組合並びに国際電信電話株式会社を監督すること。
- 五 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。ただし、日本電信電話公社に関するものに限り。
- 六 電気通信政策局の所掌事務に関する法令を立案し、及び実施すること。
- 七 電気通信政策局の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 八 電気通信政策局の所掌事務に関する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。
- 九 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十 所部の職員を訓練すること。

十一 電気通信政策局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

十二 電気通信政策局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、電気通信に關し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十四 前各号の事務に附帯すること。

第十二条第三項中「第六条第一項第十二号の二から第十二号の四まで」を「第十号の三」に改め、「第十二号の二から第十二号の四まで並びに」を削り、「第十号の二まで」を「第十号の三まで」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に改め、「及び第十二号の二から第十二号の四まで」及び「第十号の三」を削る。

第十三条第六項中「第十号の二」を「第十号の三」に、「行なう」を「行う」に、「定」を「定め」に改める。

第二十一条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「及び簡易保険局」を「簡易保険局及び電気通信政策局」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第八項を同条第六項とする。

附則

この法律は、昭和五十五年七月一日から施行する。

理由

電気通信行政の充実を図るため、大臣官房に置かれる電気通信監理官を廃止し、電気通信政策局を設置するとともに、経理局を大臣官房経理部に改組する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表中南米の項中	在スリナム日本国大使館	一 スリナム
一 パラマリボ	在スリナム日本国大使館	スリナム
二 「を」	在セント・ヴィンセント・ルシア日本国大使館	セント・ヴィンセント・ルシア
三 「を」	在セント・ルシア日本国大使館	セント・ルシア

別表第一の一 大使館の表中南米の項中	在スリナム日本国大使館	一 スリナム
一 パラマリボ	在スリナム日本国大使館	スリナム
二 「を」	在セント・ヴィンセント・ルシア日本国大使館	セント・ヴィンセント・ルシア
三 「を」	在セント・ルシア日本国大使館	セント・ルシア

別表第一の二 総領事館の表中南米の項中	中南米	一 在サン・パウロ日本国総領事館	一 ブラジ
一 サン・パウロ	中南米	在サン・パウロ日本国総領事館	ブラジ
二 「を」	中南米	在サン・パウロ日本国総領事館	ブラジ
三 「を」	中南米	在サン・パウロ日本国総領事館	ブラジ

別表第一の三 領事館の表中南米の項中	在リマ日本国領事館	一 リマ
一 リマ	在リマ日本国領事館	リマ
二 「を」	在リマ日本国領事館	リマ
三 「を」	在リマ日本国領事館	リマ

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別														
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号			
ア ジ ア	イ ン ド	540,000	450,000	410,700	382,100	341,500	299,700	259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500	
	インドネシア	640,000	520,000	479,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800	
	フィリピン	660,000	610,000	563,800	525,600	473,700	418,200	366,300	324,500	289,900	265,400	248,100	216,300	199,000	181,700	
	カンボジア	630,000	550,000	505,800	471,200	423,800	373,700	326,300	288,700	257,100	235,500	219,700	192,600	176,800	161,000	
	シンガポール	590,000	510,000	463,400	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400	
	スリ・ランカ	450,000	410,000	373,700	347,500	309,200	270,200	231,800	204,800	179,200	164,900	152,100	136,300	123,500	110,700	
	タイ	580,000	480,000	436,900	406,200	361,000	315,300	270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800	
	大韓民国	670,000	520,000	479,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800	
	中華人民共和国	690,000	540,000	495,000	460,400	410,800	359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600	
	ネパール	610,000	560,000	510,900	475,700	426,100	374,300	324,700	287,100	254,000	233,200	216,700	191,400	174,900	158,300	
	バキスタンは	570,000	490,000	452,900	421,300	376,100	329,800	284,700	251,600	221,500	203,400	188,400	167,700	152,600	137,600	
オ ケ ア ニ ア	バンダラデシ	650,000	590,000	547,900	510,300	458,400	403,800	351,900	311,300	276,700	253,600	236,300	207,600	190,300	173,000	
	ビルマ	570,000	490,000	452,900	421,300	376,100	329,800	284,700	251,600	221,500	203,400	188,400	167,700	152,600	137,600	
	フィリピン	570,000	460,000	421,300	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400	
	マータン	570,000	560,000	510,900	475,700	426,100	374,300	324,700	287,100	254,000	233,200	216,700	191,400	174,900	158,300	
	マレーシア	580,000	500,000	457,900	425,700	378,300	330,300	282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800	
	モルデヤ	500,000	490,000	447,800	417,100	374,200	329,200	286,300	253,200	224,600	206,100	191,800	168,900	154,600	140,300	
	モソニル	710,000	660,000	605,900	564,700	508,300	448,300	391,900	347,100	309,500	283,500	264,700	231,400	212,500	193,700	
	ラオス	690,000	600,000	553,000	514,800	460,700	404,400	350,200	309,600	273,500	251,300	233,200	206,500	188,400	170,300	
	北 米	アメリカ合衆国	660,000	480,000	436,300	406,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
		カナダ	510,000	440,000	400,300	371,700	328,800	285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
	中 南 米	アルゼンチオン	860,000	790,000	716,100	665,000	588,200	511,500	434,800	383,600	332,500	306,900	281,300	255,800	230,200	204,600
グエネズエラ		630,000	580,000	526,500	488,900	432,500	376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400	
ウルグアイ		570,000	550,000	505,500	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400	

州	エタ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	エル・サルヴァドル	500,000	480,000	442,300	410,700	363,300	315,900	268,500	236,900	205,300	189,500	173,700	158,000	142,200	126,400
	ガ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	キ	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400	390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
	グ	490,000	480,000	436,900	406,200	361,000	315,300	270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800
	グ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	グ	480,000	460,000	421,300	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	コ	540,000	520,000	479,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
	コ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	ジ	530,000	520,000	473,900	440,800	393,400	344,800	297,400	262,800	231,200	212,400	196,600	175,200	159,400	143,600
	ス	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	セ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	セ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	チ	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500	376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
	ド	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	ド	530,000	480,000	442,300	410,700	363,300	315,900	268,500	236,900	205,300	189,500	173,700	158,000	142,200	126,400
	ド	560,000	540,000	495,000	460,400	410,800	359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
	ニ	560,000	540,000	495,000	460,400	410,800	359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
	ハ	520,000	510,000	468,800	436,600	391,400	344,200	299,100	264,500	234,400	215,100	200,100	176,400	161,300	146,300
	バ	440,000	430,000	394,700	367,000	326,400	285,200	244,600	216,000	188,900	173,900	160,300	143,800	130,300	116,700
	バ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
州	バ	600,000	550,000	500,000	464,800	412,900	360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
	バ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	バ	530,000	450,000	415,900	386,700	343,800	300,300	257,400	227,300	198,700	182,900	168,600	151,400	137,100	122,800
	バ	460,000	410,000	379,100	352,000	311,400	270,800	230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
	バ	570,000	520,000	484,800	451,700	406,500	358,700	313,600	277,500	247,400	226,500	211,500	185,100	170,000	155,000
	ホ	440,000	430,000	394,700	367,000	326,400	285,200	244,600	216,000	188,900	173,900	160,300	143,800	130,300	116,700
	メ	480,000	410,000	379,100	352,000	311,400	270,800	230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
	メ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
	メ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
	メ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400

イタリヤ	640,000	550,000	505,500	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
ヱチヤ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
オーストリア	750,000	650,000	589,800	547,700	484,500	421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
オランダ	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500	421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
ギリシヤ	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500	376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
サイパス	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500	376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
スイス	810,000	740,000	674,000	625,800	553,600	481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
スペイン	660,000	600,000	547,700	508,600	449,900	391,200	332,500	293,400	254,300	234,700	215,200	195,600	176,000	156,500
スウェーデン	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500	421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
ソヴィエト連邦	750,000	590,000	537,100	499,500	445,400	390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
チェコスロヴァキヤ	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300	375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
デンマーク	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500	421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
ドイツ民主共和国	770,000	660,000	605,400	562,700	499,500	435,700	372,500	328,900	286,700	264,200	243,100	219,100	198,000	176,900
ドイツ連邦共和国	820,000	670,000	610,800	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
ノールウェー	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500	376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
ハンガリー	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300	375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
フィンランド	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500	376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
フランス	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
ベルギー	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300	375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
ポーランド	780,000	670,000	610,800	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
ポルトガル	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300	375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
マルタ	580,000	530,000	484,400	449,800	397,900	346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
ユーゴスラヴィヤ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
ルーマニア	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500	421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
ルクセンブルグ	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300	375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
リトアニア	670,000	650,000	589,800	547,700	484,500	421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
連合王国	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500

大洋州	オーストラリア	590,000	510,000	463,400	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
	キリバス	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800	418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
	ソロモン	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800	418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
	トングタル	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800	418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
	トンガ	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400	390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
	ナウル	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400	390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
	西サモア	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400	390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
	ニュー・ジニア	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500	376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
	パプア・ニューギニア	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800	418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
	フィジー	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400	390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
中近東	アラブ首長国連邦	840,000	770,000	700,500	651,700	581,800	509,700	439,700	388,600	342,000	314,400	291,100	259,100	235,800	212,500
	イエメン	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900	478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
	イスラエル	570,000	520,000	479,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
	イラク	680,000	630,000	574,000	534,300	477,900	419,400	363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
	イラン	710,000	620,000	563,300	523,600	464,900	405,600	346,900	306,300	267,200	246,100	226,600	204,000	184,400	164,900
	オマーン	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900	478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
	カタール	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900	478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
	クウェイト	760,000	660,000	611,200	569,100	510,400	449,000	390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100
	サウジアラビア	760,000	700,000	648,100	603,900	542,900	478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
	シヨルダ	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400	390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
	シリア	540,000	520,000	479,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
	トルコ	600,000	550,000	500,000	464,800	412,900	360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
	バハレーン	680,000	660,000	611,200	569,100	510,400	449,000	390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100
	南イエメン	720,000	700,000	641,100	603,900	542,900	478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
	レバノン	740,000	640,000	584,300	543,100	482,100	420,600	359,700	317,600	276,900	255,100	234,800	211,500	191,200	170,900

フリカ	トルジェリ	680,000	620,000	563,300	523,600	464,900	405,600	346,900	306,300	267,200	246,100	226,600	204,000	184,400	164,900
ソゴラ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
ガソダ	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300	389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300	
エジプト	650,000	560,000	516,000	479,900	428,000	374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600	
エテアオビア	750,000	690,000	632,200	588,600	527,600	464,000	403,100	356,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100	
ガナ	890,000	870,000	795,500	740,800	664,000	583,700	507,000	448,600	397,500	364,700	339,100	299,100	273,500	247,900	
カーボ・ヴェルデ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
ガボン	750,000	730,000	669,200	623,500	560,300	493,500	430,300	381,000	338,800	310,600	289,500	254,000	232,900	211,800	
上ヴォルタ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
カメルーン	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
ガソビア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
ギニア	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900	478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800	
ギニア・ビサウ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
ケニア	660,000	570,000	521,100	484,400	430,300	375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800	
コモロ	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000	374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600	
コンゴ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
ザンバル	940,000	870,000	795,500	740,800	664,000	583,700	507,000	448,600	397,500	364,700	339,100	299,100	273,500	247,900	
サントメ・プリンス	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
ザンビア	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300	389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300	
シエラ・レオネ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
ジブチ	710,000	690,000	632,200	588,600	527,600	464,000	403,100	356,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100	
スーダン	680,000	660,000	605,900	564,700	508,300	448,300	391,900	347,100	309,500	283,500	264,700	231,400	212,500	193,700	
スワジランド	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000	374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600	
セイシエル	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000	374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600	
赤道ギニア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200	
セネガル	670,000	610,000	558,100	519,000	462,600	405,000	348,600	308,000	270,400	248,600	229,800	205,300	186,400	167,600	

象牙海岸共和国	830,000	760,000	695,500	647,300	579,600	509,200	441,500	390,400	345,200	316,800	294,300	260,300	237,700	215,200
ソマリア	710,000	690,000	632,200	588,600	527,600	464,000	403,100	366,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100
タンザニア	600,000	550,000	505,800	471,200	423,800	373,700	326,300	288,700	257,100	235,500	219,700	192,600	176,800	161,000
チャード	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
中央アメリカ	750,000	730,000	669,200	623,500	560,300	493,500	430,300	381,000	338,800	310,600	289,500	254,000	232,900	211,800
チュニジア	520,000	500,000	457,900	425,700	378,300	330,300	282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
トーゴ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
ナイジェリア	860,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
ニジェール	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
ブルンジ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
ベナン	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
ボツワナ	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000	374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
マダガスカル	610,000	560,000	516,000	479,900	428,000	374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
マラウイ	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300	389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
マダニ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
マダニ	580,000	530,000	484,400	449,800	397,900	346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
南アフリカ共和国	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000	374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
モーリタニア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
モザンビーク	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300	389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
モロッコ	560,000	550,000	500,000	464,800	412,900	360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
リベリア	640,000	630,000	574,000	534,300	477,900	419,400	363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
リベリア	650,000	630,000	584,900	545,200	491,100	433,300	379,100	335,800	299,700	274,500	256,400	223,900	205,800	187,700
ルワンダ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100	539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
レソト	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000	374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	カルカタ	430,000	382,100	341,500	299,700	259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500
	ボソベイ	430,000	382,100	341,500	299,700	259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500
	マドラス	420,000	382,100	341,500	299,700	259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500
	ラジエソ・バンダソ	490,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
	ジャカルタ	490,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
	スラバヤ	490,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
	メダソ	510,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
	バソコック	450,000	406,200	361,000	315,300	270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800
	釜山	510,000	445,300	395,700	345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
	広州	510,000	460,400	410,800	359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
	上海	510,000	460,400	410,800	359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
	カラチ	460,000	401,800	358,900	314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
	マニラ	430,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	ペナソ	470,000	425,700	378,300	330,300	282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
	香港	510,000	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
北米	アガナ	500,000	449,800	397,900	346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
	アトラソタ	430,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	カンザス・シテイ	430,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	サン・フランシスコ	450,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	シアトル	450,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	シカゴ	450,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	ニュー・オルリンズ	430,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	ニュー・ヨーク	560,000	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
	ヒューストン	450,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	ポートランド	430,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400

中南米	ボストン	470,000	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
	ホノルル	490,000	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
	ロス・アンゼルス	450,000	391,200	346,000	300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
	サンフランシスコ	420,000	371,700	328,800	285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
	ウイニペグ	410,000	371,700	328,800	285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
	エドモントン	410,000	371,700	328,800	285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
	トロント	420,000	371,700	328,800	285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
	モントリオール	420,000	371,700	328,800	285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
	クリチバ	410,000	371,700	328,800	285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
	サン・パウロ	420,000	371,700	328,800	285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
欧州	ベレーン	400,000	362,600	324,300	284,700	246,300	217,800	192,200	176,400	163,600	145,100	132,300	119,500
	ポルト・アレグレ	370,000	332,500	294,200	255,800	217,400	191,900	166,300	153,500	140,700	127,900	115,100	102,300
	リオ・デ・ジャネイロ	400,000	352,000	311,400	270,800	230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
	レシマ	400,000	362,600	324,300	284,700	246,300	217,800	192,200	176,400	163,600	145,100	132,300	119,500
	リマ	390,000	352,000	311,400	270,800	230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
	ミラノ	520,000	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
	ジュネーヴ	690,000	625,800	553,600	481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
	ラス・パルマス	580,000	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
	ナホトカ	610,000	534,300	477,900	419,400	363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
	ハバロフスク	590,000	534,300	477,900	419,400	363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300

大洋州	シドニー	490,000	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
	パース	470,000	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
	ブリスベ	470,000	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
	メルボルン	490,000	430,300	380,700	331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
	オークランド	540,000	488,900	432,500	376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
	ポート・モレスビー	580,000	529,900	475,800	418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
中近東	ホラムジヤハル	630,000	569,100	510,400	449,000	390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100
	イスラマゾグル	520,000	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
アフリカ	アレトリ	500,000	449,800	397,900	346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
	ソールズベリー	500,000	449,800	397,900	346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400

三 領事館

地 域	所 在 地	領 事 館 長	号 別										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
アジア	コタ・キナバル	450,000	425,700	378,300	330,300	282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
北米	アソカレツジ	480,000	449,800	397,900	346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
中南米	エンカルナシオン	500,000	464,800	412,900	360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
	マナオス	400,000	377,900	339,600	299,100	260,700	230,700	205,100	188,100	175,300	153,800	141,000	128,200

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
北米	ニユー・ヨーク (国際連合)	円 660,000	円 510,000	円 463,400	円 430,300	円 380,700	円 331,000	円 281,400	円 248,300	円 215,200	円 198,600	円 182,100	円 165,500	円 149,000	円 132,400
欧州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	920,000	740,000	674,000	625,800	553,600	481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
	(軍縮委員会)	770,000	740,000	674,000	625,800	553,600	481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
	(経済協力開発機構)	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
	アラッセル (欧州共同体)	780,000	670,000	610,800	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500

附則

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在キリバスの各日本国大使館並びに在クワチチ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在セント・ウィーンセント日本国大使館、在クワチバ日本国総領事館等を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を定めるほか、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

[illegible]